公的研究費の不正防止に関する基本方針

１．趣旨

この基本方針は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 19 年 2 月文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正)」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月文部科学大臣決定)」に基づく、公的研究費の管理および運営を行うための基本方針を定めるものである。

２．責任体制

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、以下のとおり責任者を定める。

(1) 最高管理責任者
　公的研究費の適正な運営・管理について最終責任を負う者として、代表取締役社長がその任にあたる。

(2) 統括管理責任者
　最高管理責任者を補佐し、公的研究費の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、総務部長がその任にあたる。

(3) コンプライアンス推進責任者
　各部門における公的研究費の適正な運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、各部門長（経営企画部長・CFO、事業推進部長、技術開発事業部長・CTO）がその任にあたる。

(4) コンプライアンス推進副責任者
　コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の適正な運営・管理について現場運用における責任と権限を持つ者として、事業企画部長及び各部門の担当部長がその任にあたる。

３．ルールの明確化

統括管理責任者は、公的研究費に関する社内ルールを定め、公的研究費の運営・管理に関わる構成員に対し周知徹底を図る。

４．職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の執行及び事務処理に関する職務権限と責任を明確に

定め、適切な職務分掌を定める。

５．構成員の意識向上

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる構成員に、公的研究費の受領・使用にあたってのルール等に関するコンプライアンス教育等を実施し、構成員の理解向上に努める。

６．不正防止計画の策定

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するために不正防止計画を策定し、実施する。

７．通報等に関する措置

公的研究費の事務処理手続等に関する相談及び不正使用に関する通報を社内外から受ける窓口を設置する。

８．モニタリング、監査の実施

コンプライアンス推進責任者は、公的研究費を適正に執行するために、発注・検収・支払等の業務の実施状況をおよび会計書類を確認し、物品の実査等を行う。

９．相談等の窓口

最高管理責任者は、社内外から不正使用及び事務処理手続並びに使用ルール等に関する告発等を受け付ける窓口を設置する。また、告発等に関する手続き等については社内規程において定める。

2026 年 10 月 1 日
株式会社 Marble Visions
代表取締役社長　　湯川　洋一郎